



関自貨2第1059号

許 可 書

有限会社東典礼
代表取締役 伊藤 照美 殿

平成7年3月17日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条 件

- 1 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険の上積みである責任保険または責任共済に加入しなければならない。
- 2 霊きゅうの運送に限る。
- 3 使用する車両は、バン型に限る。
- 4 車体には、(霊きゅう)の表示をすること。
- 5 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

記

1. 経営しようとする事業
一般貨物自動車運送事業
2. 営業区域
東京都及び神奈川県との区域とする。

平成7年5月31日

関東運輸局長 山下 邦 勝



関 東 運 輸 局